

身体的拘束適正化に関する当院の方針

当院では、患者さんの尊厳と人権を尊重し、身体的拘束を原則として行わない方針としております。

身体的拘束は、患者様に身体的・精神的苦痛を与える可能性があるため、多職種で協議を行い、拘束に頼らないケアの提供に努めています。

やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、以下の3要件を満たす場合に限りです。

- 切迫性
患者さんまたは他者の生命・身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
- 非代替性
身体的拘束以外に安全を確保する方法がない場合
- 一時性
身体的拘束が一時的なものである場合

実施時には、医師の指示のもと必要最小限の範囲で行い、早期解除に向けて継続的に評価を行います。

当院の主な取組

- 身体的拘束適正化委員会の開催
- 職員研修の実施
- 多職種によるカンファレンス
- 拘束に代わるケア方法の検討
- 実施状況の確認・分析・改善

当院は、今後も身体的拘束ゼロを目指し、安全で安心できる医療・ケアの提供に努めてまいります。

熱川温泉病院
病院長